

公募公告

本調達可能な者を下記のとおり公募します。

平成 30 年 7 月 6 日

四国総合通信局長
吉武 久

記

1. 公募件名 四国総合通信局の新庁舎で使用する電気の調達
2. 目的 四国総合通信局の新庁舎で使用する電気について、環境に配慮し、省 CO2 化の要素を考慮した電力を安価に且つ安定的に供給させることを目的とする。
3. 事業概要
 - (1) 件名 四国総合通信局の新庁舎で使用する電気の調達
 - (2) 需要場所 四国総合通信局庁舎（新庁舎）
愛媛県松山市味酒町 2 丁目 1 4 - 4
 - (3) 業種及び用途 官公署（事務所）
4. 公募期間 平成 30 年 7 月 6 日（金）から平成 30 年 7 月 17 日（火）
17:00 までに下記提出先必着分に限る。
5. 契約形態等 物品販売契約
6. 応募の資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しないものであること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であつて、契約のために必要な同意を得ているものについては、この限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成 28・29・30 年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において

「物品の販売」において、A、B又はC等級に格付けされ、四国地区の競争参加資格を有している者であること。

- (4) 総務省及び他府省庁等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、応募要項において示す適合条件を満たすこと。

- (7) 以下の暴力団排除対象に該当しない者

- ①契約の相手方として不適切な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を凍結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する能力団員をいう。以下同じ）であるとき

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- ②契約の相手方として不適切な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- (8) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (9) 本応募参加資格のない者の提出書類は、無効とする。

7. 応募条件

平成30年8月10日（金）午前0時より、需要場所において電力の供給ができること。

8. 仕様内容

別添仕様書のとおり

9. 応募提出書類

応募要項による

10. 応募書類提出先

〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5

総務省 四国総合通信局 総務部総務課財務室 資材係

11. 問い合わせ先

総務省 四国総合通信局 総務部総務課財務室 資材係

電話：089-936-5026 FAX：089-936-5007

公募 応募要項

1. 公募件名 四国総合通信局の新庁舎で使用する電気の調達
2. 目的 四国総合通信局の新庁舎で使用する電気について、環境に配慮し、省CO2化の要素を考慮した電力を安価に且つ安定的に供給させることを目的とする。
3. 事業概要
 - (1) 件名 四国総合通信局の新庁舎で使用する電気の調達
 - (2) 需要場所 四国総合通信局庁舎（新庁舎）
愛媛県松山市味酒町2丁目14-4
 - (3) 業種及び用途 官公署（事務所）
4. 公募期間 平成30年7月6日（金）から平成30年7月17日（火）17:00までに下記提出先必着分に限る。
5. 契約形態等 物品販売契約
6. 応募の資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しないものであること。ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であつて、契約のために必要な同意を得ているものについては、この限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成28・29・30年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」において、A、B又はC等級に格付けされ、四国地区の競争参加資格を有している者であること。
 - (4) 総務省及び他府省庁等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
 - (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省

エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、別添に掲げる適合条件を満たすこと。

(7) 以下の暴力団排除対象に該当しない者

①契約の相手方として不適切な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を凍結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する能力団員をいう。以下同じ）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

②契約の相手方として不適切な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

(8) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(9) 本応募参加資格のない者の提出書類は、無効とする。

7. 応募条件

平成30年8月10日（金）午前0時より、需要場所において電力の供給ができること。

8. 仕様内容

別添仕様書のとおり

9. 応募提出書類

(1) 応募表明書

- ①所在地住所
- ②申請者の企業・団体名の名称等
- ③代表者役職 氏名 代表者氏名の押印
- ④連絡先担当者の所属部署、氏名（ふりがなを記入）、電話番号、FAX 番号、
E-Mail アドレス
- ⑤電気通信事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ⑥別紙に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること。）
- ⑦下見積書（積算内訳）
- ⑧応募書類提出先 〒790-8795 愛媛県松山市宮田町 8-5

総務省 四国総合通信局 総務部総務課財務室 資材係

11. 問い合わせ先 総務省 四国総合通信局 総務部総務課財務室 資材係
電話：089-936-5026 FAX：089-936-5007

12. 審査結果の通知等

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して、財務室より電話、郵送もしくはE-Mailのいずれかの方法により通知します。

13. その他

- (1) 受理した応募提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
ただし、機密保持は、十分配慮いたします。
- (2) 応募提出資料の作成費用は、支払いいたしません。
- (3) 応募提出資料は、日本語にて記載されたものとする。
- (4) 提出された応募書類に対して、質問した場合には真摯に応じること。

適合証明書

平成 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○
 会 社 名 ○○株式会社
 代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 平成28年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh)		
②	平成28年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成28年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～⑤の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成29年6月改訂)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

《上記例は、把握できる最新の状況が平成28年度である場合。把握できる最新の状況を用いるものとする。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成28年度の未利用エネルギー活用状況、③平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.475未満	70
	0.475以上 0.500未満	65
	0.500以上 0.525未満	60
	0.525以上 0.550未満	55
	0.550以上 0.575未満	50
	0.575以上 0.600未満	45
	0.600以上 0.625未満	40
	0.625以上 0.650未満	35
	0.650以上 0.675未満	30
	0.675以上 0.700未満	25
	0.700以上	20
②平成28年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成28年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成29年6月改定)に示された電源

構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより適合資格を得た者と契約する場合、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を四国総合通信局長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

- ・ 資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1. 条件」の表中の「区分」及び「得点」については、配点例を参考とし、政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《上記は把握できる最新の状況が平成28年度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表) 別添の「各用語の定義」

用 語	定 義
①平成 28 年度 1kWh 当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「平成 28 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 28 年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
②平成 28 年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 28 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を平成 28 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成 28 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) (以下「FIT 法」という。) 第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p>

	<p>3. 平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成 28 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③平成 28 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>①平成 28 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>②平成 28 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く)</p> <p>③平成 28 年度の供給電力量 (需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 平成 28 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成 28 年度の供給電力量 (③) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられ</p>

る。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

仕様書

1 件名

四国総合通信局の新庁舎で使用する電気の調達

2 需要場所

総務省四国総合通信局庁舎（新庁舎）

愛媛県松山市味酒町2丁目14-4

3 業種及び用途

官公署（事務所）

4 仕様

(1) 供給電気方式等

- | | |
|--------------|----------|
| ① 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| ② 供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ④ 標準周波数 | 60ヘルツ |
| ⑤ 受電方式 | 一回線受電方式 |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- ① 予定契約電力 110KW

（ただし、各月の契約電力は契約場所におけるその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、最も大きい値とする。なお、最大需要電力は需要の最大であって、30分最大電力計により計量される値をいう。）

- ② 予定使用電力量 385,000KWh

（月別の予定最大常用電力、予定使用電力量は別添のとおり）

(3) 契約期間

自 平成30年8月10日 0時

至 平成31年12月31日 24時

(4) 電力量の検針

契約場所に設置する記録型計量器の読み取りとする。

(5) 電力量計

製造メーカー：四国計測工業(株) 相当

型 式：GM3E4-R 相当品

(6) 需給地点

需給地点における当局の敷地内にある構内柱上に設置した気中開閉器の

電源側リード線の接続点とする。

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は四国電力(株)の所有である。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は四国電力(株)の所有である。

5 監督及び検査

本作業の適正な履行を確保するための立会い、指示その他監督及び作業完了の確認は次の職員が行う。なお、該当職員に人事異動が生じた場合は、後任者が当該業務を引き継ぐこととする。

監督職員 四国総合通信局総務部総務課財務室 資材係長 中岡 淳

検査職員 四国総合通信局総務部総務課財務室 課長補佐 山下 道郎

6 定めなき事項

本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じた場合は、その都度、主管室と協議すること。

7 その他

(1) 力率は、契約期間中100%に保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 非常用自家発電設備(150kW、210V)1台を有している。

(4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件及び事項については、四国地区の一般電気事業者の定める条件による。

なお、入札価格の算定に当たっては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

四国総合通信局庁舎 月別予定使用電力

	月	契約電力(kW)	予定使用電力(kWh)
平成30年	8	110	13,000
	9	110	13,000
	10	110	13,000
	11	110	21,000
	12	110	25,000
平成31年	1	110	27,000
	2	110	27,000
	3	110	24,000
	4	110	19,000
	5	110	21,000
	6	110	30,000
	7	110	30,000
	8	110	27,000
	9	110	27,000
	10	110	22,000
	11	110	21,000
	12	110	25,000
	合 計		385,000